



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表  
令和6年8月30日

報道関係者各位

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 二木 多賀子  
地方労働衛生専門官 阿部 久範  
(電話) 022-299-8839

## 令和6年度 全国労働衛生週間の実施について

宮城労働局（局長 おやけ えいさく 小宅 栄作）は、10月1日から7日までの期間中に全国労働衛生週間（準備期間9月1日から9月30日まで）を実施します。

### 《全国労働衛生週間》

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目を迎えます。

### 《令和6年度「全国労働衛生週間」スローガン》

## 「推してます みんな笑顔の 健康職場」

今年度のスローガンは、長時間労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害及び化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害を防止することなど、労働者一人一人が健康で安心して働くことができる職場環境を築くために、令和5年度からスタートしている第14次労働災害防止推進計画に基づく施策の着実な実施、労使一丸となった取組を呼び掛けるものです。

また、宮城労働局では、健康で安全な職場環境づくりに向けた事業場の安全衛生に対する意識の高揚を図るための「SafeworK 向上宣言」の取組を広く呼び掛けます。

**実施期間** 準備期間 9月1日から9月30日まで

本週間 10月1日から10月7日まで

**実施内容** 「令和6年度 宮城における全国労働衛生週間実施要綱」・・・資料1参照

## 《宮城労働局における期間中の取組について》

### ○「職場の健康診断強化月間」の実施

一般健康診断実施結果の有所見率は増加傾向にあり、9月の「職場の健康診断実施強化月間」においては、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施並びに健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施等の事後措置の実施について徹底するため、各労働基準監督において、集中的・重点的な指導を行います。

### ○過重労働・メンタルヘルス対策

過重労働等による過労死等の防止のために、令和6年11月5日（火）にせんだいメディアテークで開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」の周知及び過重労働による健康障害防止対策等の啓発を行います。

また、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の周知と取組状況の確認のために、Web アンケート調査を行います。

### ○無災害記録証伝達式の実施

無災害記録を達成した事業場に対して、無災害記録証の伝達式を行います。

詳細は別途お知らせします。

### （参考）業務上疾病の発生状況について・・・資料2参照

当局管内における一般健康診断結果の有所見率は、高水準で推移しており、令和5年は63.7%と全国平均（58.9%）を大きく上回っています。また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、令和5年は164人（休業4日以上。新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）が被災しています。そのうち、労働者の作業行動に起因する腰痛（86人）や熱中症（24人）などの労働災害が多くを占めています。

また、労災補償状況をみると、精神障害の労災請求件数及び認定件数とも近年は高い状況にあります。

## 《SafeworK 向上宣言について》

健康で安全な職場環境づくり等に向けた事業主及び労働者の意思を表明する取組で、第14次労働災害防止推進計画の初年度である令和5年度より現在まで195件の登録がありました。多くの事業場の安全意識の高揚を図るため、関係団体との連携を密にして、その登録のさらなる促進に取り組むこととしています。



\* SafeworK 向上宣言についての関連資料はホームページからご覧いただくことができます。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.html>

**【添付資料】**

資料 1 : 令和 6 年度 宮城における全国労働衛生週間実施要綱

資料 2 : 宮城における労働衛生の現状

## 令和 6 年度 宮城における全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 75 回を迎えます。

宮城県における労働者の健康を巡る現状を見ると、一般健康診断結果の有所見率は、高水準となっており、令和 5 年は 63.7%と全国平均（58.9%）を大きく上回っています。

また、業務上疾病による被災者は長期的には減少していますが、令和 5 年は年間 164 人（休業 4 日以上。新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）が被災しています。そのうち、労働者の作業行動に起因する腰痛（86 人）や熱中症（24 人）などの労働災害が多くを占めています。

さらに、令和 5 年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は 16 件、精神障害による労災請求件数は 59 件となっており、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があります。

特に、事業場全体の約 96%を占める小規模事業場における健康確保対策の推進が重要です。

令和 5 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止推進計画は、今年度 2 年目に入り、同計画の目標達成に向けた取組を行っていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、更なる労働者の健康障害の防止を図る観点から、令和 6 年度の全国労働衛生週間は、以下のスローガンの下で取り組むこととしています。

### 推しています みんな笑顔の 健康職場

### 2 期 間

準備期間 令和 6 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

本 週 間 令和 6 年 10 月 1 日から 10 月 7 日まで

### 3 主唱者

厚生労働省宮城労働局、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

- 5 協力者  
関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体
- 6 実施者  
各事業場
- 7 主唱者、協賛者の実施事項  
準備期間中及び全国労働衛生週間における次に掲げる事項の実施
  - (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布
  - (2) 雑誌等を通じた広報
  - (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催
  - (4) 事業場が実施する実施事項についての指導援助
  - (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施
- 8 実施者の実施事項
  - (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
    - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
    - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
    - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
    - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
    - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、「SafeworK 向上宣言」の積極的な取組、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
  - (2) 準備期間中に実施する事項
    - ア 重点事項
      - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
        - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
        - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
        - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 宮城産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
  - i Web アンケートを活用した当該事業場における取組状況の確認
- (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
  - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
  - f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
  - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
  - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
  - a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
  - c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
  - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
    - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
    - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備



- e 両立支援コーディネーターの活用
  - f 宮城県地域両立支援推進チームが作成したリーフレットの周知と同チームによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
  - b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
  - c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと
  - d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
  - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
  - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (カ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
  - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
  - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

## イ 労働衛生3管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
  - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進に関する事項
  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
  - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
  - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施

する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) じん肺健康診断の着実な実施
  - (d) 離職後の健康管理の推進
  - (e) アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策
  - (f) 屋外における岩石・鉱物(コンクリート等を含む。)の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等(コンクリート等を含む。)の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
  - (g) その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

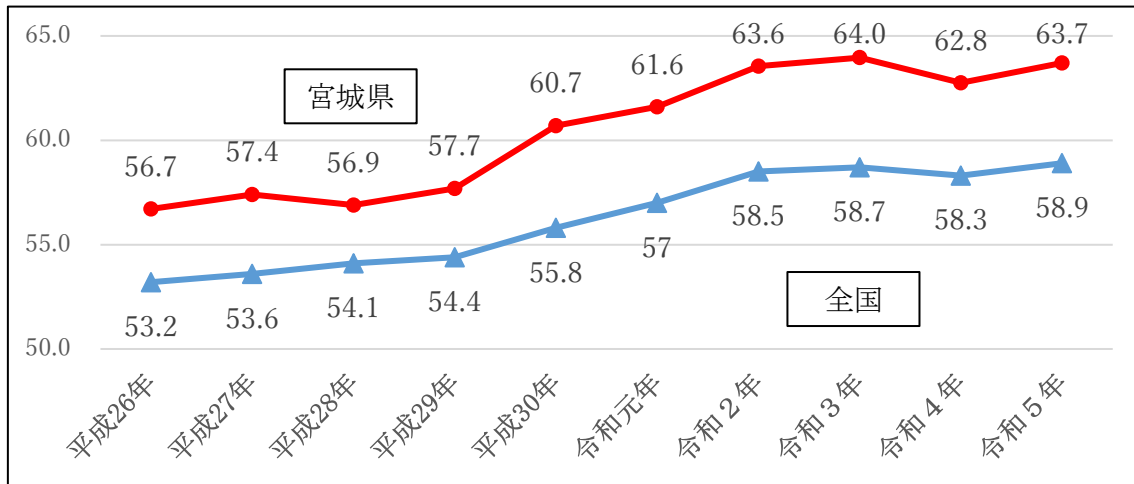
「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

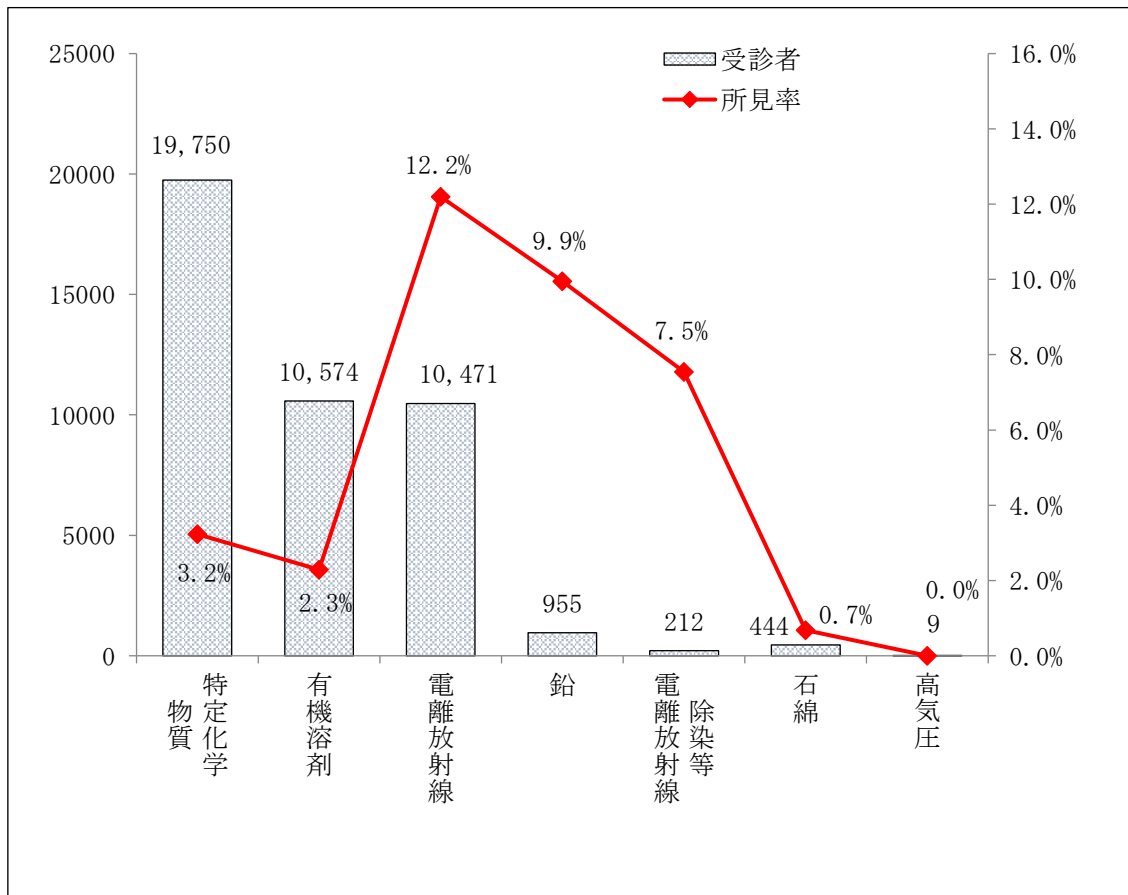
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

## 宮城における労働衛生の現状

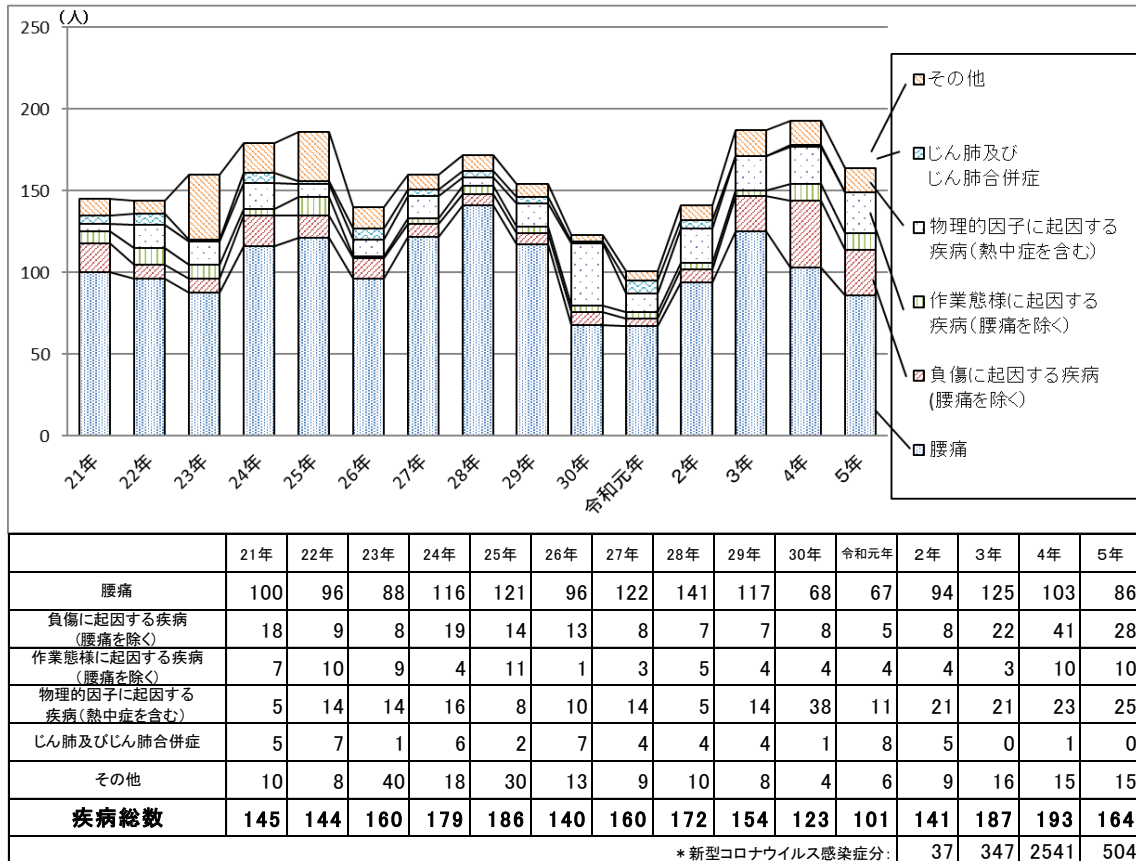
## 1. 一般健康診断有所見率の推移



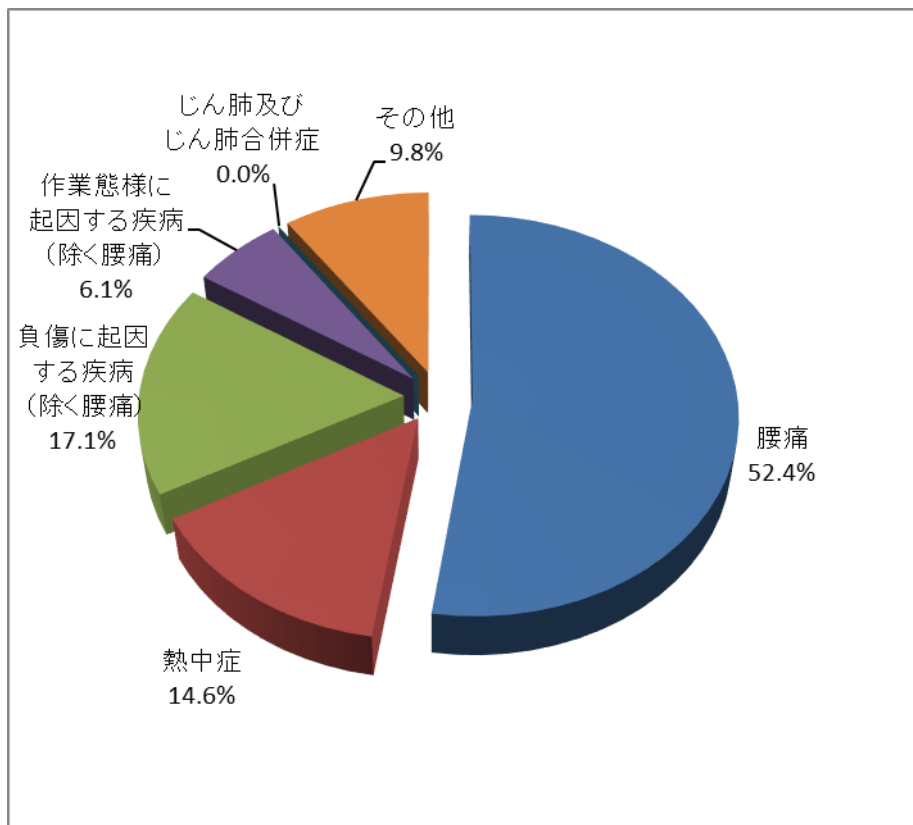
## 2. 令和5年 特殊健診 受診者数・有所見率



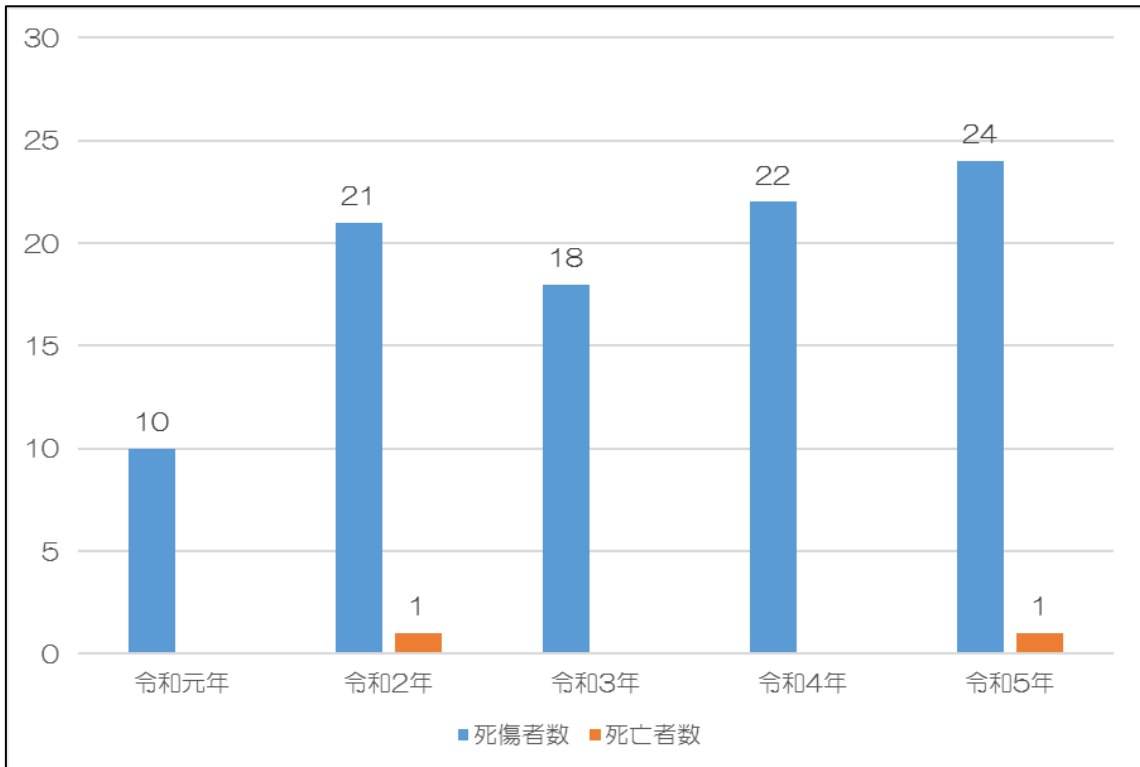
### 3. 業務上疾病年別推移



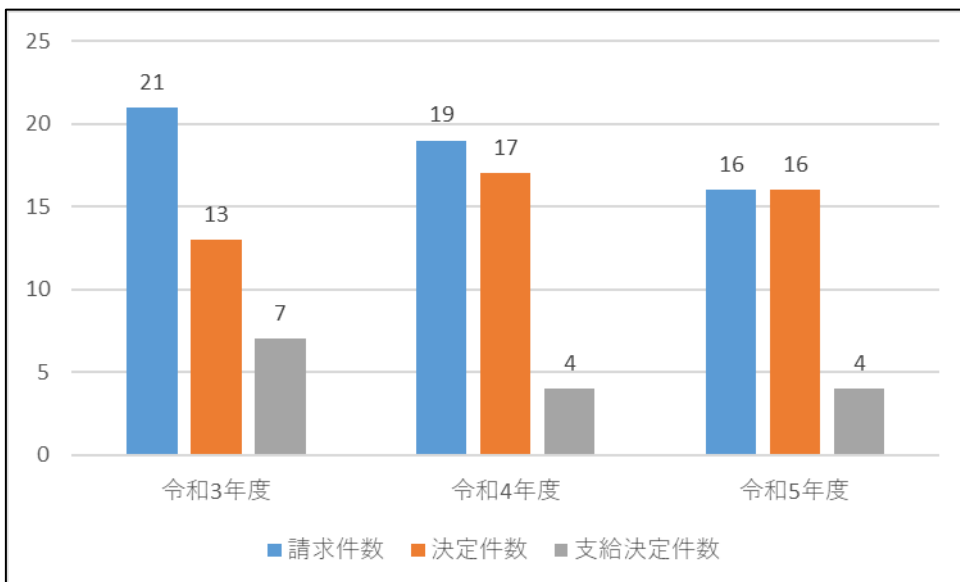
### 4. 令和5年 疾病種類別比率



## 5. 熱中症による労働災害発生状況（休業4日以上）



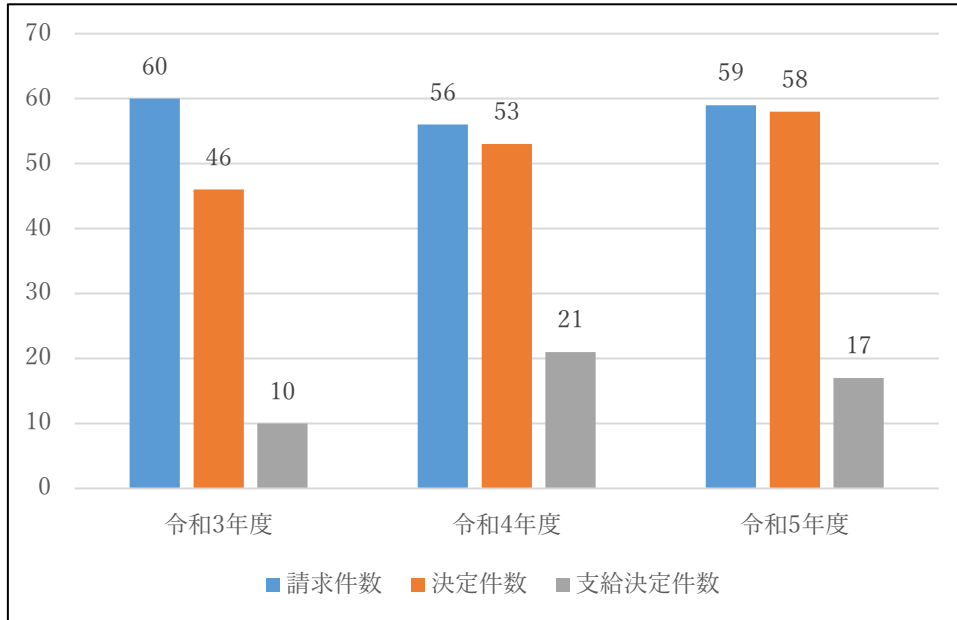
## 6. 脳・心臓疾患の労災補償状況



①決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

②支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

## 7. 精神障害の労災補償状況



- ①決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- ②支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。